

第 31 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 6 年 1 月 9 日 (火) 14 時 30 分～15 時 10 分

2. 場所 黒部市役所 2 階 201、202 会議室

3. 出席委員 26 名

農業委員 13 名

1 番 中野 貴代美	2 番 山本 隆淑	3 番 山本 隆	4 番 高村 茂良
5 番 橋本 喜洋	7 番 岩井 竹志	8 番 船屋 裕子	9 番 大坪 敏郎
10 番 宮崎 誠一	11 番 松岡 高生	12 番 中島 淨	13 番 佐々木 智
14 番 中坂 稔			

農地利用最適化推進委員 13 名

川端 数美	千代 眞次	高野 隆司	稲澤 一彦
寺崎 俊弘	氷見 康弘	臼田 清嗣	松島 進
前田 優	米陀 助一	山本 秀治	山本 勝
中 康史			

4. 欠席委員 1 名

6 番 能澤 喬之

5. 農業委員会事務局 4 名

事務局長	平野 孝英
係 長	小森 亘
主 任	中陳 栄
主 任	紙谷 泰史

6. 議事 (1) 議案第 109 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 110 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(3) 議案第 111 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。

ただ今から、第 31 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会 長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。

佐々木 智 委員、中坂 稔委員の両委員を指名します。

会 長：本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。

能澤 喬之委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。

議案第 109 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」審議を行います。

事務局より説明願います。

◎議案第 109 号

事 務 局：議案第 109 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。

3 ページをご覧ください。

〈1 番〉 村椿地区 飛驒〇〇番 他 3 筆 地目：田 計 8,470 m²について。

譲渡人：魚津市駅前新町 〇〇法律事務所 亡〇〇相続財産清算人弁護士から

譲受人：黒部市飛驒 〇〇さんへの所有権移転であり、理由は売買です。

譲渡人（故人）は生前、今回の該当地である 4 筆を、譲受人と利用権を交わし耕作をしてもらっていました。譲渡人（故人）が、借金を残し亡くなられたため、清算人弁護士が選任され、所有していた農地について、売買する流れとなりました。

譲受人の経営面積は、飛驒地区を中心に 17 町あまりであり、コシヒカリや大豆を作りながら、一部では自家野菜も作っておられます。また、大型の農業機械も所有され、20 年以上も農業経験があり、買い受人として適当であります。

今回の売買の話を進めるにあたり、これまで借り受けてきた経緯からも今後耕作していくことや金額面で合意がとれたことから申請がありました。清算を扱う裁判所などの関係者との協議の上、了承が取れていることから許可相当と考えられます。

なお、本日欠席の地区担当委員より、この案件については意見なしと伺っております。

計 1 件 4 筆 8,470 m²です。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第 109 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について審議を行います。1 番の案件について、事務局の説明のとおり地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 109 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。

続きまして、議案第 110 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。

会 長：事務局より説明願います。

◎議案第 110 号

事 務 局：議案第 110 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてですが、

1 件ございます。5 ページをご覧ください。

〈1番〉 三日市地区 三日市字長面〇〇番〇 外3筆 地目：田 現況：田の4筆 2,708 m²について。

譲受人 黒部市植木 〇〇 へ

譲渡人 黒部市三日市 〇〇さん、静岡県静岡市駿河区下川原三丁目 〇〇さん、黒部市植木 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は注文住宅建築用地です。譲受人は、市内で不動産売買や管理、土木建築工事の請負や施工など行っております。令和元年9月には位置図の青色に示してあります、当時の地番で植木地番の計4筆 1,797 m²を今回と同じく注文住宅建築用地として農地転用許可を受けており、現在は全て完売しており、毎年20件ほど近隣で住宅を建てたいとの問い合わせがあるとのことです。

申請地は、市の国際文化センターコラーレや黒部郵便局、中央小学校やさくら幼稚園などの公共施設や教育施設、スーパーのマックスバリュ、100円ショップのダイソー、家電量販店の100満ボルトなどの商業地が近接しており、旧国道8号線や8号バイパスなどへの交通アクセスも良い立地であり、この申請地に注文住宅用地9区画を整備するものです。

以上、1件 4筆 2,708 m²です。

議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第110号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。1番の案件について、三日市地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第110号農地法第5条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第111号「令和5年度黒部市農用地利用集積計画について」

審議いたします。

本議案について、当委員会の〇〇委員に含まれているので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、委員の退席を命じます。

それでは事務局から説明願います。

◎議案第111号

事 務 局：議案第111号、農用地利用集積計画について説明いたします。7ページをご覧ください。

今回は、令和5年11月21日から令和5年12月20日までに受付しました利用権設定についてです。

期間別、利用権設定面積ですが、今回は、新規6年未満512 m²、新規6年以上7,948 m²、再設定6年未満が25,055 m²、再設定6年以上が20,224 m²です。

9ページをご覧ください。地区別の利用権設定一覧表です。

大布施地区	3件	20,482 m ²
三日市地区	2件	5,794 m ²
荻生地区	1件	7,799 m ²
若栗地区	3件	4,570 m ²
東布施地区	3件	10,701 m ²
浦山地区	1件	4,393 m ²

総件数は13件で、利用権設定面積は53,739 m²となっております。

10ページをご覧ください。合意解約地区別一覧表です。

村椿地区	1件	8,470 m ²
三日市地区	1件	1,045 m ²

解約の理由は、合意解約です。総件数は2件で、解約面積合計は9,515 m²となっております。

11ページをご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積1,098万3,967 m²を2,514万5,699 m²で割りますと、43.7%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積212万1,708 m²を2,514万5,699 m²で割りますと、設定率8.4%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、12ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。

また、先月総会の利用集積計画において、〇〇から提出のあった「栃沢〇〇」について、別の耕作者の利用権が既に設定されており、議案から除きました。このことについて、詳細をお伝えいたします。

事務局で該当の筆を確認したところ、平成29年12月にAさんと所有者の合意の上で利用権の申請書が提出されており、設定の期間は平成39年（令和9年）12月31日までの10年間でありました。また、申請された当時は、農地台帳システムの地図データの更新が基盤整備に追いついておらず、総会で承認されたが農地台帳システムには情報が入力されておりました。

一方、令和2年に〇〇が農業委員会事務局に確認しに来られた際、基盤整備前の地番でAさんが設定している利用権が平成25年12月から平成35年（令和5年）12月までの10年間である、と回答しており、〇〇はその終期に合わせる形で、提出し、期間が重複してしまう形になりました。

〇〇には、当時の基盤整備の情報更新が追いついておらず、確認不足のまま今回の利用権の申請を受けてしまったことや、令和2年には基盤整備前の利用権情報を伝えたことによって、利用権が重複する形になってしまったことをお詫び致しました。

また、「栃沢〇〇」の所有者に確認したところ、そこはAさんに耕作してもらう意向でしたが、一方で〇〇の構成員であるため農業の手続きを行う上で、今回の〇〇の利用権の用紙に合意印を押したとのことでした。また、「栃沢〇〇」の仲間田の所有者もAさんに来年も耕作してもらう意向であることから、Aさん及び「栃沢〇〇」の所有者と仲間田の所有者との合意なしでは受付することはできないと〇〇にお伝えしました。〇〇の代表は、上記の件を了承し、取下げることとされました。そして、営農として

一部に利用権設定する圃場、一部にしない圃場が混在すると管理が煩雑になることや、〇〇が耕作する農地において利用権とは別に個別の契約を結んでいる農地があり地代の支払いが複雑になることから、一度先月提出した分すべての利用権を取り下げること了承されました。議案について、〇〇を除いて公示することを会長、職務代理、地区担当委員に報告しております。今後、〇〇については利用権を整理し、整ったら提出したいとのことでした。

農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上です。

会 長：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 111 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会 長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。
(15 時 10 分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員

13 番

14 番
